

・・・あなたと大切な人のための遺言書・・・

自筆証書遺言書作成セット
(遺言書用紙付き)

行こう！

遺言書作成の道



釧路地方法務局

令和5年1月版

1 「遺言」ってなんだろう？

遺言は、自分がこの世を去ったとき…
大切な人に伝える「最後の言葉」です
法律が定める形式をみたす「遺言」は、
「遺言書」として法的な効力を持ちます

「みんなのおかげで幸せな人生を歩めました。ありがとう。」

3 「遺言書」があってよかった！

「遺言書」があれば、
あなたの考えで、自由に、財産を誰に残すか決めることができます！
ほかに、土地や建物の名義を変更する手続(相続手続)の時に、
書類を作ったり集めたりする手間や負担が軽くなったり、
遺産を巡る争いを防ぐことが期待できます！

「家は妻に、預貯金は子に相続させる。」

◎家族の争いを防止できる！

◎登記などの相続手続が簡単に！

家族みんなのことを考えてくれて
ありがとう。

俺のことも考えてくれて
ありがとう。

2 「遺言」は主に二種類！

自筆証書遺言

公正証書遺言

紙とペンと印鑑で作成！

あなたの意思に応じてプロが作成！

内容	自分で作るので方式や内容の有効性に注意する必要がある	公証人が作るので安心・確実
管理	自分で管理 〔法務局の遺言書保管制度を利用する場合は法務局で管理〕	公証役場で管理
費用	手数料は不要 〔法務局の遺言書保管制度を利用する場合 3,900円〕	手数料が必要
死亡後の手続	家庭裁判所の検認が必要 〔法務局の遺言書保管制度を利用する場合は不要ですが、遺言書の証明書をとり手続が必要〕	家庭裁判所の検認は不要

4 「遺言書」はこんな方におすすめ！

該当する方は
「遺言書」を作成してみませんか？

- 相続人がいない方
(例えば…両親や配偶者が既に亡くなっていて、子どものいない方 など)
- 相続人が大勢いる方
(例えば…子どもがたくさんいる方 など)
- 相続人が遠隔地にいる方
(例えば…子どもが遠隔地(海外など)にいる方 など)
- 相続人以外の人に財産を残したい方
(例えば…息子の嫁に財産を残したい方 など)
- 事業や家業を特定の人に継がせたい方
(例えば…家業である農業を二男に継がせたい方 など)



安全確実な遺言書を作成したいとき

遺言書を残すなら、安全確実に残したいなあ

何か正しいのかしら



安全確実な公正証書遺言は、私たち公証人にお任せください！



内容を十分チェックして作成しますし、保管も公証役場で行います！

それなら安心ね！



遺言書の内容を相談したいとき

遺言書を書きたいけど、どういう内容にすればいいのかなあ



遺言書の内容が不安なときは、私たち法律専門家(司法書士等)にご相談ください！



思いが実現できる遺言書づくりをサポートします！

したら相談してみよう！



作成した遺言書を法務局に保管したいとき

遺言書を書いたけど、どこに保管しようかな？ 無くなったり見つけてもらえなかったら困るなあ



それなら、法務局で遺言書を保管しませんか？

亡くなられた後、相続人などの希望する方に通知します！



保管のときには法に定められた形式もチェックしています！

※遺言書の個別の内容についてはチェックできません



なるほど！うちにおいて置くより安心だ！

公証役場のごあんない

釧路公証人合同役場
0154-25-1365
帯広公証人合同役場
0155-22-6789
北見公証人合同役場
0157-31-2511

司法書士のごあんない

釧路司法書士会
相続登記相談センター
フリーダイヤル
0800-800-3946

法務局のごあんない

釧路地方法務局供託課
0154-31-5016
釧路地方法務局帯広支局
0155-24-5823
釧路地方法務局北見支局
0157-23-6166
釧路地方法務局根室支局
0153-23-4874

法務局に遺言書を預ける(保管)手順

1. 遺言書を書く

- **必ず自筆**で全文を書く必要があります(財産目録を除く)。
- **A4サイズ**の用紙を使用し**片面**のみに書いてください。
- 以下の余白が必要です。
左側20mm 右側5mm
上部5mm 下部10mm
- **ページ数**を書いてください。



2. 保管する法務局を決める

- **住所地**、**本籍地**または**所有している不動産の所在地**を管轄する法務局のいずれか1か所で保管できます。



3. 遺言書の保管申請書を記入する

- 法務省のホームページからダウンロードして作成します。
<http://www.moj.go.jp/MINJI/06.html>
法務局にも備え付けています。



裏面に続く

4. 保管申請の予約をする

- インターネット(24時間受付)、電話または法務局窓口で予約できます。
- 予約は、**希望する日の前日の午前中まで**可能です。

例：月曜日を希望する場合、金曜日の午前中まで
火曜日を希望する場合、月曜日の午前中まで

- インターネット予約はこちら↓

法務局手続案内予約サービス 🔍



5. 法務局に行き、遺言書を預ける

- 遺言書、申請書、住民票（**本籍及び筆頭者の記載があるもの**）、本人確認書類（運転免許証、マイナンバーカードなど）、印鑑を持参して、法務局で申請します。
- 手数料（**1件3,900円**）



6. 保管証を受け取る

- 手続終了後、法務局名・保管番号などが記載された保管証が交付されます。
- 保管証の再発行はできません**ので、大切に保管してください。



大変お疲れ様でした。
これで遺言書を保管する手続が終わりました。
遺言書は法務局で大切にお預かりします。